

マンガン及びその化合物の管理濃度を定めるに当たっての論点について（案）

1 吸入性粒子及びインハラブル粒子の管理濃度を定める場合

- ・吸入性粒子は肺から、インハラブル粒子は鼻腔から喉までの粘膜及び消化器からそれぞれ吸収される。両方の臓器を管理の対象とするのであれば、両方の管理濃度を定める必要があるのではないか。また、いずれか一方の省略は可能か。
- ・インハラブル粒子については、発散後すぐに空気中を落下することから、A測定による評価にはなじまないのではないか。また、発散源付近に限定して測定を実施することとしても差し支えないのではないか。
- ・吸入性粒子とインハラブル粒子を分けてサンプリングを行うことは可能か。
- ・インハラブル粒子用の個人ばく露用サンプラーである IOM サンプラーは、固定された点で適切に捕集することができるか。

2 総粉じんの管理濃度を定める場合

- ・総粉じんの測定であれば、吸入性粒子、インハラブル粒子を両方測定しているため、肺、消化器双方の管理が行えると言えるか。
- ・現行の管理濃度（総粉じん 0.2mg/m³）を引き下げることとした場合、吸入性粒子及びインハラブル粒子の許容濃度や TLV から総粉じんの管理濃度を定めることはできるか。